

証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（案）

（定義）

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 固定化されていない自己資本の額 基本的項目の額（次条第一項第一号から第五号までに掲げるものの額の合計額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（同項第六号に掲げるものの額をいう。以下同じ。）の合計額から、控除資産の額（第三条第一項各号に掲げるものの額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額をいう。
- 二 その他有価証券 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十一項に規定する有価証券をいう。
- 三 有価証券等 有価証券その他の資産若しくは取引をいう。
- 四 オフ・バランス取引 貸借対照表に記載されない資産又は負債に係る取引をいう。
- 五 指定国 別表第一に掲げる国（地域を含む。以下同じ。）をいう。
- 六 時価額 計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。
- 七 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産のポジションをいう。
- 八 一般市場リスク 市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る危険をいう。
- 九 個別リスク 一般市場リスク以外の危険をいう。
- 十 ポジション 有価証券等の持ち高をいう。
- 十一 ロング・ポジション 買持ちのポジションをいう。
- 十二 ショート・ポジション 売持ちのポジションをいう。
- 十三 ネット・ポジション 対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じ得る損失を減少させる状態にあることをいう。以下同じ。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。
- 十四 ポートフォリオ 一又は二以上の取引又は資産の集合体をいう。
- 十五 バリュースコア・リスク ある期間及び危険率を前提として推定した資産価値変動分布において損失額がある値以上となる確率が危険率に等しくなるときの当該値をいう。
- 十六 リスク計測モデル 第十五条に定めるところにより、証券会社が作成し使用する市場リスク相当額を算出する方法をいう。
- 十七 バック・テストング 第十二条第二項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行う

ことをいう。

十八 ストレス・テスト リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。

2 この府令において、「関係会社」とは、次に掲げる者をいい、「子会社等」とは、第二号又は第三号に掲げる者をいう。

一 当該証券会社の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二 当該証券会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）

三 当該証券会社の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。次号において同じ。）

四 当該証券会社が他の会社等（会社、組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の関連会社である場合における当該他の会社等

五 当該証券会社と同一の親会社をもつ会社等

（自己資本）

第二条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十二条第一項に規定する資本、準備金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 資本金

二 新株式払込金又は新株式申込証拠金

三 法定準備金

四 剰余金又は欠損金（社外流出予定額（配当及び役員賞与の予定額をいう。）を除く。）

五 評価差額金（貸借対照表の資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が負の値である場合の当該評価差額をいう。）

六 次のイからホまでに掲げるものであって、その額（二に掲げるものにあつては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額（ホにおいて「算入限度額」という。）を限度とし、ホに掲げるものにあつては基本的項目の額から控除資産の額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とする。）の合計額が基本的項目の額に達するまでのもの

イ 評価差額金（貸借対照表の資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）その他前各号に掲げるもの以外の貸借対照表の資本の部に計上されるもの

総理府

ロ 証券会社に関する内閣府令（平成十年 令第三十二号）第七条第二項各号に掲げるもの
大蔵省

- ハ 一般貸倒引当金（貸借対照表の流動資産に属する資産に係るものに限る。）
- ニ 長期劣後債務（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したのものに限る。）
- ホ 短期劣後債務（長期劣後債務（第三項各号に掲げる性質のすべてを有するものに限る。）のうち、算入限度額を超える額及びニに規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。）

2 前項第六号ニの「長期劣後債務」とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。次項において同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。次項において同じ。）であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

- 一 担保が付されていないこと。
- 二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を超えるものであること。
- 三 約定された弁済期日又は償還期日以前にその元本の弁済又はその償還を行うことができる特約が付されている場合には、当該元本の弁済又は償還が債務者である証券会社の任意によるものであり、かつ、当該証券会社が、当該元本の弁済又は償還を行うことについて金融庁長官の承認を受けたときに限り当該元本の弁済又は償還を行うことができるものであること。
- 四 証券会社がその利金の支払を行うことにより法第五十二条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。
- 五 借入先が子会社等ではなく、又は保有者（信託財産をもって保有している者を含む。次項第五号において同じ。）が自己若しくは子会社等ではないこと。

3 第一項第六号ホの「短期劣後債務」とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

- 一 担保が付されていないこと。
- 二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が二年以上のものであること。
- 三 約定された弁済期日又は償還期日以前にその元本の弁済又はその償還を行うことができる特約が付されている場合には、当該元本の弁済又は償還が債務者である証券会社の任意によるものであり、かつ、当該証券会社が、当該元本の弁済又は償還を行うことについて金融庁長官の承認を受けたときに限り当該元本の弁済又は償還を行うことができるものであること。
- 四 証券会社がその元利金の支払を行うことにより法第五十二条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。
- 五 借入先が子会社等ではなく、又は保有者が自己若しくは子会社等ではないこと。

4 金融庁長官は、第二項第三号又は前項第三号の承認をしようとするときは、当該長期劣後債務又

は短期劣後債務が自己資本規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該元本の弁済又は償還を行った後において当該証券会社が十分な自己資本規制比率を維持することができると思込まれること。
- 二 当該元本の弁済又は償還の額以上の額の資本調達を行うこと。

(控除すべき固定資産等)

第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

- 一 固定資産（その他有価証券のうち、次に掲げるものを除く。）

- イ 証券取引所（これに類似するもので外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券
- ロ 法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券

- 二 繰延資産

- 三 流動資産のうち、次に掲げるもの

- イ 預け金（前条第一項第六号ロに掲げるものに係るものを除く。）
- ロ 顧客への立替金（期間が二週間以上のものに限る。）
- ハ 関係会社（連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第三号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）を除く。）に対する短期貸付金（貸付先から担保金その他の資産の預託を受けている場合には、当該預託された資産の時価額（当該預託された資産が有価証券等である場合には、当該時価額から当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額）を控除した額に相当するものに限る。）
- ニ 劣後特約付借入金の借入先（関係会社を除く。）又は自己が発行した劣後特約付社債を取得している者（関係会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関（銀行、信託会社その他証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の九に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）、証券会社又は外国証券会社へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は証券会社が振り出した為替手形の購入を除く。）のうち、当該劣後特約付借入金の額又は当該劣後特約付社債の額を超えないもの

- ホ 前払金

- ヘ 前払費用

- ト 自己株式

四 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち次に掲げるもの（第一号に掲げるものを除く。）

イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。以下同じ。）が発行したコマーシャル・ペーパー（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券又は外国法人の発行するこれと同じ性質を有するものをいう。以下この号において同じ。）、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの及び売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。）

ロ 他の会社又は第三者が発行したコマーシャル・ペーパー又は社債券（証券会社が当該他の会社から資本調達手段を受け入れている場合であって、当該証券会社が意図的に保有しているものに限る。）

ハ 法第二条第一項第五号から第六号までに掲げる有価証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（第一号イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、ハに掲げる有価証券の性質を有するもの

五 第三者のために担保に供されている資産（前各号に掲げるものを除く。）

2 前項第一号に掲げる固定資産のうち、証券会社が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を同項第一号に掲げる固定資産の額から控除するものとする。

一 建物 当該建物を担保にした借入金の額、当該建物の時価額（固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該建物の帳簿価額のうち、いずれか少ない額

二 土地 当該土地を担保にした借入金の額、当該土地の時価額（路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該土地の帳簿価額のうち、いずれか少ない額

3 前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっているすべての資産について時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額の比により当該借入金を按分して第一項第一号に掲げる固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。

（リスク相当額）

第四条 法第五十二条第一項に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 市場リスク相当額（保有する有価証券等の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額をいう。以下同じ。）

二 取引先リスク相当額（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当す

る額をいう。以下同じ。)

三 基礎的リスク相当額（事務処理の誤り等日常的な業務の遂行上発生し得る危険に相当する額をいう。以下同じ。)

2 前項第一号の保有する有価証券等には、次に掲げるものを含み、前条第一項各号に掲げるもの及び保管有価証券を含まないものとする。

一 引受期間における引受けに係る有価証券等

二 金銭の信託（合同運用金銭信託（受託者が信託契約に基づき多数の委託者から金銭を受け入れこれを合同して運用し、その収益を信託した金額及び期間に応じて受益者に配分する金銭の信託をいう。）及び法第四十七条第三項に規定する信託を除く。）に係る信託財産をもって保有する有価証券等

三 空売り（有価証券等を有しないで又は有価証券等を借り入れてする有価証券等の売付けをいう。）に係る有価証券等

四 信用買証券及び信用売証券

五 自己の債務の担保に供されている有価証券等

3 前項第一号の「引受期間」とは、引受契約の締結日から払込期日までの期間をいう。ただし、有価証券の募集又は売出しに際し、ブックビルディング（有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査をいう。）を行った場合において、当該ブックビルディングにより当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握されているときには、当該有価証券の募集又は売出しを開始した日から払込期日までの期間を引受期間とすることができる。

4 証券会社は、業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握するものとする。

（市場リスク相当額）

第五条 市場リスク相当額は、保有する有価証券等について、標準的方式又は内部管理モデル方式により算出した額とする。

2 証券会社は、合理的な理由がある場合には、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごと又は一般市場リスク及び個別リスクごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出することができる。この場合においては、それぞれの方式により算出した額の合計額を市場リスク相当額としなければならない。

3 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。

一 株式リスク（株価の変動による株券（普通株式への転換権のない優先株式に係る株券を除く。）、

転換社債券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「株券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

二 金利リスク（金利の変動による債券、譲渡性預金の預金証書、普通株式への転換権のない優先株式に係る株券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「債券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

三 外国為替リスク（外国為替相場の変動による外国為替、金、外貨建ての有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「外国為替等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

四 コモディティ・リスク（石油、金属（金を除く。）、農林水産物及びこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「コモディティ等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

4 第一項の規定にかかわらず、同一の者が発行する有価証券等の保有について、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を市場リスク相当額に加算しなければならない。

一 同一の者が発行する有価証券等（国、地方公共団体又は指定国の発行する又は保証する有価証券等及び引受期間における引受けに係る有価証券等を除く。次号において同じ。）の保有額が、固定化されていない自己資本の額に二十五パーセントを乗じて得られる額を超え、かつ、固定化されていない自己資本の額に五十パーセントを乗じて得られる額以下である場合 当該有価証券等の市場リスク相当額に五十パーセントを乗じて得られる額

二 同一の者が発行する有価証券等の保有額が、固定化されていない自己資本の額に五十パーセントを乗じて得られる額を超える場合 当該有価証券等の市場リスク相当額

三 同一の者が発行する株券（引受期間における引受けに係る株券を除く。次号において同じ。）の保有額が、当該者の発行済株式の総数に当該株券の時価額を乗じて得られる額に五パーセントを乗じて得られる額を超え、かつ、当該者の発行済株式の総数に時価額を乗じて得られる額に二十五パーセントを乗じて得られる額以下である場合 当該株券の市場リスク相当額に五十パーセントを乗じて得られる額

四 同一の者が発行する株券の保有額が、当該者の発行済株式の総数に当該株券等の時価額を乗じて得られる額に二十五パーセントを乗じて得られる額を超える場合 当該株券の市場リスク相当額

5 個別の有価証券等に係る市場リスク相当額が、当該有価証券等の時価額を超える場合には、当該時価額を当該有価証券等に係る市場リスク相当額とすることができる。

(標準的方式)

第六条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第十一条までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額とする。

- 2 オプション取引等については、別表第二又は別表第三に定めるところにより、市場リスク相当額を算出しなければならない。
- 3 二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーごとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、別表第四に掲げる有価証券等については、同表に定めるところにより、市場リスク相当額を算出することができる。
- 4 リスク・カテゴリーのいずれにも属さない有価証券等については、合理的な方法により、市場リスク相当額を算出し、これを加算しなければならない。

(株式リスク相当額)

第七条 株式リスク相当額は、株券等について、国ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額並びに第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、派生商品については、別表第五に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、株式リスク相当額を算出するものとする。

- 2 株式リスク相当額の算出においては、同一の銘柄（株価指数その他の指数を含む。以下この条において同じ。）のロング・ポジションとショート・ポジションの対当する部分については、これを相殺することができる。
- 3 第一項の一般市場リスク相当額は、証券会社が保有するすべてのロング・ポジションの時価額とすべてのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に八パーセントを乗じて得られる額とする。
- 4 第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、別表第六に掲げる銘柄の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得られる額の合計額とする。
- 5 前二項の規定にかかわらず、一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、その国におけるすべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額の二十パーセントに相当する額を超える場合には、当該超える部分に係る第一項に規定する株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、別表第七に掲げる銘柄の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得られる額の合計額とする。この場合において、当該超える部分は、前二項のロング・ポジション又はショート・ポジションから控除するものとする。

(金利リスク相当額)

第八条 金利リスク相当額は、債券等について、通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、別表第八に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。

2 金利リスク相当額の算出においては、発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一の債券等のロング・ポジションとショート・ポジションについては、一般市場リスク及び個別リスクについてこれを相殺することができる。

3 第一項の一般市場リスク相当額は、マチュリティ法又はデュレーション法により算出した次に掲げる額の合計額とする。

一 すべてのロング・ポジションに係るリスク相当額とすべてのショート・ポジションに係るリスク相当額との差の絶対値

二 次に掲げる額に、別表第九に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得られる額の合計額

イ 各期間帯内のロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額の対当額

ロ 各ゾーン内のネット・ポジションの額（期間帯ごとのロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額との差をいう。）の対当額

ハ 各ゾーン間のネット・ポジションの額（ゾーンごとのロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額との差をいう。）の対当額

4 前項に規定するリスク相当額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 マチュリティ法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、別表第十に掲げる期間帯（債券等を残存期間又は次の金利更改日までの期間により分類したものをいう。）の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得られる額

二 デュレーション法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、価格感応度（債券等ごとに、別表第十一に掲げるデュレーション（キャッシュ・フローが発生するまでの期間についてキャッシュ・フローの現在価値により加重平均することにより得られる期間をいう。）の区分に応じ、同表に定める想定金利変動幅に対する当該債券等の価格感応度として計測したものをいう。）を乗じて得られる額

5 デュレーション法を用いる証券会社は、債券等の価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存するとともに、当該計測方法を継続して使用しなければならない。

6 第一項の個別リスク相当額は、発行者並びに配当及び残余財産の分配に係る順位が同一の債券等ごとのロング・ポジションの時価額とショート・ポジションの時価額に、別表第十二に掲げる債券等の種類の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得られる額のうち、いずれか大きい方の額をすべ

ての債券等について合計した額

（金利感応度分析の承認）

第九条 前条第一項の一般市場リスク相当額の算出について、金利の変動に対応する債券等の価値の変動（以下この条において「金利感応度」という。）の分析を、毎営業日行っている証券会社は、金融庁長官の承認を受けて、同一通貨建ての当該債券等の全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券のポートフォリオとみなすことができる。

2 前項の承認を受けた証券会社は、金利感応度の分析に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存するとともに、当該分析を継続して行わなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 金利感応度の分析の対象とする取引の種類

二 市場リスクの管理責任者

4 前項の承認申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 金利感応度を、毎営業日、正確に分析できるシステムの内容

二 金利感応度分析の結果、債券のポートフォリオの価値の変動と同様となることの具体的な事例

5 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 リスク管理過程の設計及び運営に責任を負う部署を金利感応度の分析の対象となっている取引に関わる部署から独立して設置し、毎営業日、金利感応度を分析していること。

二 合理的な数の期間帯に分けて、すべての期間帯に格子点（金利感応度の算出に当たって用いる各取引の利回り曲線に係る基準期間をいう。次号において同じ。）を配置し、債券等の金利感応度を分析していること。

三 各格子点における金利の変化分の合成により得られる曲線が当該債券のポートフォリオの利回り曲線に係る同一の各格子点の金利の変化分の合成により得られる曲線と近似していること等、金利感応度を同一の金利の変動に対応する債券のポートフォリオの価値の変動と同視しうること。

（外国為替リスク相当額）

第十条 外国為替リスク相当額は、外国為替等について、次に掲げる額の合計額に八パーセントを乗じて得られる額とする。

一 通貨ごとのネット・ポジションの額（次に掲げる額の合計額をいう。）について、すべてのロング・ポジションの時価額とすべてのショート・ポジションの時価額のいずれか大きい方の額

イ ネット直物ポジションの額（未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。）

ロ ネット先物ポジションの額（通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを
含む先物外国為替取引の将来の受取額と将来の支払額の差額をいう。）

ハ 保証債務及び保証予約の額の取引先リスク相当額

二 金のネット・ポジションの額（標準的な測定単位で表示し円貨に換算するものをいう。）

（コモディティ・リスク相当額）

第十一条 コモディティ・リスク相当額は、コモディティ等について、コモディティ等ごとに算出した次に掲げる額の合計額とする。ただし、算出に当たっては、標準的な測定単位で表示された各コモディティ等のネット・ポジションを円貨に換算するものとする。

一 ネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得られる額

二 ロング・ポジションの額及びショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得られる額

2 コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、同一のコモディティ等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

（内部管理モデル方式）

第十二条 内部管理モデル方式を用いて算出する市場リスク相当額は、バリュー・アット・リスクに乗数（別表第十三に掲げる超過回数の区分に応じ、同表に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得られる額とする。

2 前項の「超過回数」とは、算出基準日を含む直近二百五十営業日の営業日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益をいう。）を算出した場合において、その日ごとの損失の額が保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した営業日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。ただし、当該回数が五回以上十回未満の場合において、当該回数のうちに市場の特殊要因に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因に起因すると認められるものを控除することができる。

（内部管理モデル方式の承認）

第十三条 証券会社は、内部管理モデル方式を用いようとするときは、金融庁長官の承認を受けなけ

ればならない。

2 前項の承認は、次に掲げる二種類とする。

- 一 一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル
- 二 一般市場リスク相当額に加え個別リスク相当額を算出するための内部管理モデル

3 前項第二号に掲げる内部管理モデルの承認を受けた証券会社は、一般市場リスクと個別リスクとに分けずに全体として市場リスク相当額を算出することができる。

（承認申請書の提出）

第十四条 前条の承認を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 四 市場リスク相当額を算出する部署の名称及び組織の体制
- 五 内部管理モデル方式の内容

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前項第三号に規定する責任者の履歴書
- 二 内部管理モデル方式に関する社内規則

（承認の基準）

第十五条 金融庁長官は、第十三条の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該証券会社が、定性的基準を満たしていること。
- 二 当該証券会社のバリュー・アット・リスクの算出方法が、定量的基準を満たしていること。
- 三 第五条第二項の規定に基づき標準的方式と内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出する場合においては、合理的な理由があること。

2 前項第一号の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 リスク管理過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下この項において「リスク管理部署」という。）を市場リスク相当額の算出の対象となる取引に関わる部署から独立して設置し、毎営業日、市場リスク相当額を分析し、かつ、当該分析結果に関する報告書を作成していること。
- 二 リスク管理部署が、過去の市場リスク相当額の算出方法が合理的で適切なものであることを説明する資料を作成し、かつ、保存していること。

- 三 リスク管理部署が適切なバック・テスト及びストレステストを定期的の実施し、それらの実施手続、結果及び当該結果に基づき必要に応じ執った対策を記載した書類を作成していること。
 - 四 バック・テスト及びストレステストを通じ、必要に応じ、バリュエーション・アット・リスクの算出方法を改善する体制となっていること。
 - 五 取締役等（取締役又は執行役員（取締役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。以下同じ。）がリスク管理の手続に積極的に関与し、かつ、責任を負う体制となっていること。
 - 六 リスク計測モデルが通常のリスク管理の方法に密接に組み込まれており、かつ、取締役等に基本資料として報告されていること。
 - 七 リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を確立して、その内容を記載した書類を作成し、かつ、それらを遵守するための手段が講じられていること。
 - 八 リスクの計測の過程について、原則として、六月に一回以上内部監査を行うとともに、一年に一回以上外部監査を受けていること。
 - 九 リスク計測モデルが定量的基準を満たしているかどうかについて、一年に一回以上外部監査を受けていること。
- 3 第一項第二号の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、有価証券等の保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日より短い保有期間によって算出したバリュエーション・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。
$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

（VAR（t）：保有期間をt営業日として算出したバリュエーション・アット・リスク、 $t < 10$ ）
 - 二 ヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下この項において同じ。）の観測期間は一年以上とし、三月に一回以上更新すること。また、ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合においては、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均は六月以上とする。
 - 三 株式リスク相当額の算出に当たっては、国ごとに計測すること。
 - 四 金利リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨ごとに合理的な数の期間帯に分けて作成されたイールド・カーブ（国債証券等の利回りと残存期間の関係を表す曲線をいう。）を用いること。
 - 五 外国為替リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨（金を含む。）ごとに計測すること。

六 コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、コモディティ等ごとに計測するとともに、他のコモディティ等と相殺を行う場合には、当該コモディティ間の相関関係を適確に把握すること。

七 オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに計測するとともに、オプションに特有のリスクについても計測すること。

八 株式、金利、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関係数に基づいてポジション同士を相殺する場合には、当該相殺を合理的に説明した書類を作成し、かつ、保存すること。ただし、ヒストリカル・データについては、毎月一回以上更新し、かつ、相関係数を修正すること。

4 金融庁長官は、第十三条第二項第二号に掲げる内部管理モデルの承認をしようとするときは、第一項各号に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合理的な方法により一般市場リスク及び個別リスクから市場リスク相当額が算出されていること。

二 自己のポートフォリオに関する過去の価格変動について、一般市場リスク及び個別リスクの観点から説明されていること。

三 リスクの集中度も含めた自己のポートフォリオの構成が市場リスク全体の構成に与える影響を把握していること。

四 流動性の低下その他の市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。）について、常に合理的な分析を行っていること。

（届出及び承認の取消し）

第十六条 第十三条の承認を受けた証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 バリュエーション・リスクの算出方法を修正したとき。

二 超過回数（第十二条第二項本文に規定する超過回数（同項ただし書の規定により特殊要因に起因すると認められるものを控除する前の超過回数）をいう。次項及び第三項において同じ。）が四回以上となったとき。

2 第十三条の承認を受けた証券会社は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第十三条の承認を受けた証券会社における超過回数が十回以上となった場合にお

いて、当該証券会社が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該証券会社の第十三条の承認を取り消すことができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、第十二条第二項に規定する超過回数が二十回以上となったときは、第十三条の承認は、その効力を失う。

(取引先リスク相当額)

第十七条 取引先リスク相当額は、別表第十四から別表第十六までに掲げる取引又は資産等の区分に応じ、これらの表の与信相当額の欄に定める額にリスク・ウェイト欄に定める率を乗じて得られる額の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第十七に掲げる取引については、これらの表に掲げる取引の区分に応じ、それぞれこれらの表の与信相当額の欄に定める額にリスク・ウェイト欄に定める率を乗じて得られる額の合計額を取引先リスク相当額とすることができる。

- 3 前二項に規定する与信相当額（信用取引に係るものを除く。以下この項において同じ。）の算出において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合には、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額（当該担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額）を当該与信相当額から控除することができる。

- 4 異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引、同一の通貨間の金利のスワップ取引、金利先渡取引及び有価証券店頭デリバティブ取引については、取引の相手方が定期的に又は最終決済時に支払うべき金額を支払うべきこととなった日から六営業日経過しても払い終えていない場合には、当該金額（取引の相手方から担保金として預託された資産を処分した場合にはその処分量を控除した額）を取引先リスク相当額としなければならない。

- 5 指定格付が付与されていない有価証券の発行者又は指定格付と同等の会社格付（保険金支払能力格付を含む。）を付与されていない者（以下この項において「指定格付が付与されていない有価証券の発行者等」という。）との取引（信用取引を除く。）であって次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

一 指定格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に二十五パーセントを乗じて得られる額を超え、かつ、固定化されていない自己資本の額に五十パーセントを乗じて得られる額以下である場合 取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額に五十パーセントを乗じて得られる額

二 指定格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に五十パーセントを乗じて得られる額を超える場合 取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額

- 6 法第三十四条第四項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けた業務については、当該業務に係る取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

（基礎的リスク相当額）

第十八条 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用（販売費・一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得られる額とする。

- 2 各営業年度の決算において会計処理をした営業費用がある場合には、当該営業費用の額を前項に規定する営業費用の合計額に加算し、又は当該合計額から控除しなければならない。
- 3 前二項に規定する営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。
- 一 支払手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 営業収益と両建てとなる委託手数料
 - ロ 営業収益と両建てとなる引受・売出し手数料及び募集・売出しの取扱い手数料の証券会社、外国証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第一号に規定する外国証券業者への払戻し
 - 二 通信・運送費のうち、証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下この号において同じ。）である証券会社による証券取引所の会員等となっていない証券会社に対する払戻し
 - 三 貸倒引当金繰入れ
 - 四 支払経過利子
 - 五 金融収益と両建てとなる信用取引に係る支払利息（信用取引に係る受取利息を超えないものに限る。）及び有価証券品借料（信用取引に係る有価証券品貸料を超えないものに限る。）
- 4 基礎的リスク相当額の算出において、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。

（届出）

第十九条 法第五十二条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、自己資本規制比率が百四十パーセントを下回った場合とする。

- 2 証券会社は、法第五十二条第一項の規定による毎月末の届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した自己資本規制比率に関する届出書を、翌月十五日までに金融庁長官に提出しなければならない。
- 3 証券会社は、法第五十二条第一項の規定による届出（前項に規定する毎月末の届出を除く。）をし

ようとするときは、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出、かつ、別紙様式第一号により作成した自己資本規制比率に関する届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 自己資本規制比率が百二十パーセントを下回った場合 自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書
- 二 自己資本規制比率が百四十パーセントを下回った場合（前二号に掲げる場合を除く。） 自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書

5 証券会社は、毎営業日ごとに、自己資本規制比率の状況を適切に把握しなければならない。

（公衆の縦覧）

第二十条 証券会社は、法第五十二条第三項の規定により書面を作成するときは、当該書面に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 固定化されていない自己資本の額
- 二 リスク相当額並びに市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額
- 三 自己資本規制比率

2 補完的項目の額に、劣後債務（第二条第六号二に掲げる長期劣後債務又は同号ホに掲げる短期劣後債務をいう。以下この項において同じ。）の額がある場合には、次に掲げる事項を前項の書面に注記しなければならない。

- 一 当該劣後債務の金額
- 二 当該劣後債務の契約日又は発行日
- 三 当該劣後債務の弁済期日又は償還期日

（申請書等の提出先等）

第二十一条 証券会社が、申請書、届出書その他この府令の規定による書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該証券会社の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該証券会社は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

（標準処理期間）

第二十二条 金融庁長官は、この府令の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十三条の承認に関する

申請に対する処分は、三月以内にしよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

（権限の委任）

第二十三条 この府令による権限（令第四十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

別表第1（第1条第1項第5号関係）

国 名 又 は 地 域 名
日本国、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オーストラリア、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、ルクセンブルク大公国、香港

（注）E C U及びユーロについては、この表の国又は地域の通貨と同様の取扱いとする。

別表第2（第6条第2項関係）

	市 場 リ ス ク 相 当 額												
デルタ	各オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、各リスクカテゴリーにおいて想定上のポジションとみなし、他の取引と同様に市場リスク相当額を算出するものとする。												
ガンマ・リスク	各オプション取引について、次に算式によりガンマ・インパクトを算出する。 $\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$ （VU：次の表の左欄に掲げる原資産の区分に応じ、同表の右欄に定める算出方法により算出した値） <table border="1"> <tr> <th>原資産の区分</th><th>VUの算出方法</th></tr> <tr> <td>株式等</td><td>原資産の市場価値×8%</td></tr> <tr> <td>債券等</td><td>原資産の市場価値×別表第10に定める率</td></tr> <tr> <td>金利</td><td>別表第11の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額</td></tr> <tr> <td>外国為替等</td><td>原資産の市場価値×8%</td></tr> <tr> <td>コモディティ等</td><td>原資産の市場価値×15%</td></tr> </table> 上記算式により算出したガンマ・インパクトを原資産が同一であるオプション取引ごとに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額をガンマ・リスクに係る市場リスク相当額とする。	原資産の区分	VUの算出方法	株式等	原資産の市場価値×8%	債券等	原資産の市場価値×別表第10に定める率	金利	別表第11の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額	外国為替等	原資産の市場価値×8%	コモディティ等	原資産の市場価値×15%
原資産の区分	VUの算出方法												
株式等	原資産の市場価値×8%												
債券等	原資産の市場価値×別表第10に定める率												
金利	別表第11の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額												
外国為替等	原資産の市場価値×8%												
コモディティ等	原資産の市場価値×15%												
ベガ・リスク	各オプション取引について、ベガ値を算出し、原資産が同一であるオプション取引ごとに合計する。ベガ・リスクに係る市場リスク相当額は、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下25%変動した場合における当該合計額の想定変動幅を合計して得た額とする。												

備考

- 1 デルタとは、原資産価格の微少な変化に対する当該オプション価格の変化の割合を表す数値をいう。
- 2 ガンマとは、原資産価格の微少な変化に対する当該オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。
- 3 ベガ値とは、原資産価格のボラティリティの微少な変化に対する当該オプションのポジションの市場価値の変化額をいう。

- 4 ボラティリティとは、オプション取引における原資産価格の予想変動率をいう。
- 5 ガンマ・リスク及びベガ・リスクを算出する場合には、次の(1)から(3)までに掲げるオプション取引に係るポジションのうち、それぞれ(1)から(3)までに定める条件を満たすものについては、原資産が同一とみなすことができる。
- (1) 株券等に係るオプション取引 原則として、国が同一であること。
- (2) 国債等に係るオプション取引 残存期間等に対応する期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。
- (3) 外国為替等に係るオプション取引 通貨の組合せが同一であること。

別表第3（第6条第2項関係）

区 分	市場リスク相当額
1. 一般的な場合	
オプション取引に係る取引証拠金（海外におけるこれに相当するものを含む。）を証券取引所に預託している場合	当該証券取引所に預託している取引証拠金の額（取引証拠金の追加差入れ義務が生じた場合における当該追加額を含む。）
オプション取引の買いの場合	当該オプションの額
オプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネーの場合	原資産の市場リスク相当額からアウト・オブ・ザ・マネーの額を控除した額
転換社債券の転換請求又は新株引受権証券若しくは新株引受権証書に係る権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当している場合	転換社債権又は新株引受権証券若しくは新株引受権証書の市場リスク相当額と当該転換請求又は権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額
2. 原資産のヘッジ目的で行う場合	
オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき	当該オプション取引に係る原資産を保有しているものとみなして、原資産の市場価値に原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	完全に相殺した額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの額（アウト・オブ・ザ・マネーのときのストライク・プライスと原資産の時価額との差額をいう。以下、同じ。）のいずれか小さい方の額
原資産のロング・ポジションについてコール・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネー額（イン・ザ・マネーのときのストライク・プライスと原資産の時価額との差額をいう。以下同じ。）を控除した額

原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	完全に相殺した額
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい方の額
原資産のショート・ポジションについてプット・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネーの額を控除した額

備考

- 1 オプションとは、オプション取引の対象となる権利をいう。
- 2 コール・オプションとは、オプション取引における原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下この表において同じ。）を買う権利をいう。
- 3 プット・オプションとは、オプション取引における原資産を売る権利をいう。
- 4 ストライク・プライスとは、オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格、数値又はこれらと類似のものをいう。
- 5 イン・ザ・マネーとは、コール・オプション取引においては、原資産の価格がストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格がストライク・プライスを下回っている状態をいう。
- 6 アウト・オブ・ザ・マネーとは、コール・オプション取引においては、原資産の価格がストライク・プライスを下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格がストライク・プライスを上回っている状態をいう。
- 7 アウト・オブ・ザ・マネーの額とは、アウト・オブ・ザ・マネーにおけるストライク・プライスと原資産の時価額との差額をいう。
- 8 原資産の市場リスク相当額とは、原資産の時価額に、次の表に掲げる原資産の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得られる額をいう。

原資産の区分	一般市場リスク	個別リスク
株式等	8%	別表第 6 に定める率
債券等	別表第 10 又は別表第 11 に定める率	別表第 12 に定める率
金利	別表第 10 又は別表第 11 に定める率	
外国為替等	8%	
コモディティ	15%	3%
その他	別表第 4 に掲げる率	

- 9 コール・オプションの買付け又はプット・オプションの売付けは原資産の買付けとみなし、

コール・オプションの売付け又はプット・オプションの買付けは原資産の売付けとみなす。

10 同一のオプションの売付けと買付けが対当している場合はこれを相殺することができる。

別表第4（第6条第3項関係）

有価証券等の区分		市 場 リ ス ク 相 当 額		
・ 転換社債券		同一の発行者が発行する株券の市場リスク相当額 ただし、証券取引所に上場されているものであって、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が同一の債券の市場リスク相当額とすることができる。		
・ 新株引受権付社債券		同一の発行者が発行する転換社債券の市場リスク相当額		
・ 新株引受権証券 ・ 新株引受権証書 ・ 優先出資引受権証書		同一の発行者が発行する株券の市場リスク相当額に 4 を乗じて得られる額		
・ 受益証券 ・ 海外カード・ローン債権信託受益権証書	国内で発行されたもの	時価額に次に掲げる率を乗じて得られる額		
		短期公社債投資信託	1.70%	
		公社債投資信託	5.35%	
	その他	16.00%		
	外国で発行されたもの	時価額に次に掲げる率を乗じて得られる額		
		短期公社債投資信託	3.40%	
		指定国で発行されたもの	16.00%	
	その他	32.00%		
・ 投資証券 ・ 外国投資証券		時価額に次に掲げる率を乗じて得られる額		
		投資証券	16.00%	
		外国投資証券	指定国で発行されたもの	16.00%
			その他	32.00%
・ 抵当証券 ・ 基本債権の証書 ・ 小口債権の証書 ・ 商品投資受益権の受益権証書 ・ 上記以外の金銭債権		時価額に次に掲げる率を乗じて得られる額		
		残 存 期 間	指定格付を有するもの	指定格付を有しないもの
		6 月以下	0.65%	10.00%
		6 月超 1 年以下	1.70%	20.00%
		1 年超 3 年以下	3.75%	50.00%
		3 年超 5 年以下	4.35%	70.00%
		5 年超	5.00%	100.00%
・ 著しく流動性の低い債券 その他の有価証券等		時価額に次に掲げる率を乗じて得られる額		
		100.00%		

別表第5（第7条第1項関係）

派生商品の種類	留 意 事 項																											
株価指数に係る派生商品	株価指数に係る派生商品については、次に掲げるいずれかの方法により、関連する原資産のポジションに変換しなければならない。 1. 単一の換算ポジション 2. 各構成銘柄のポジション																											
すべての派生商品	派生商品については、次に掲げる方法により、金利変動に係るリスク相当額を算出しなければならない。 1. 簡便法 残存期間の異なる当該派生商品ごとに、その原資産の時価額に次の表に掲げる残存期間の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得られる額を算出し、その絶対値の合計額を株式リスク相当額に加算する方法 <table><tr><th colspan="2">残存期間</th><th>率</th></tr><tr><td></td><td>3 月以下</td><td>0.20%</td></tr><tr><td>3 月超</td><td>6 月以下</td><td>0.40%</td></tr><tr><td>6 月超</td><td>1 年以下</td><td>0.70%</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>2 年以下</td><td>1.25%</td></tr><tr><td>2 年超</td><td>3 年以下</td><td>1.75%</td></tr><tr><td>3 年超</td><td>4 年以下</td><td>2.25%</td></tr><tr><td>4 年超</td><td>5 年以下</td><td>2.75%</td></tr><tr><td>5 年超</td><td></td><td>3.75%</td></tr></table> 2. 金利リスク相当額として算出する方法 金利感応度の分析等により、同一通貨建ての当該ポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券等のポートフォリオとみなすことにより金利リスク相当額として算出する方法。	残存期間		率		3 月以下	0.20%	3 月超	6 月以下	0.40%	6 月超	1 年以下	0.70%	1 年超	2 年以下	1.25%	2 年超	3 年以下	1.75%	3 年超	4 年以下	2.25%	4 年超	5 年以下	2.75%	5 年超		3.75%
残存期間		率																										
	3 月以下	0.20%																										
3 月超	6 月以下	0.40%																										
6 月超	1 年以下	0.70%																										
1 年超	2 年以下	1.25%																										
2 年超	3 年以下	1.75%																										
3 年超	4 年以下	2.25%																										
4 年超	5 年以下	2.75%																										
5 年超		3.75%																										

別表第6（第7条第4項関係）

	率
指定国の株券等	4%
流動性の高いポートフォリオの株券等	2%
指定国の代表的な株価指数	0%
指定国以外の国の株券等	8%

備考

- 1 流動性の高いポートフォリオとは、すべての銘柄が指定国の代表的な株価指数の構成銘柄であり、かつ、一の銘柄のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、ポートフォリオのすべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時

価額の合計額の概ね5%に相当する額を超えないポートフォリオをいう。

- 2 流動性の高いポートフォリオは、その他のポートフォリオと区分して管理されているものでなければならない。

別表第7（第7条第5項関係）

	率
指定国の株券等	12%
指定国以外の国の株券等	16%

別表第8（第8条第1項関係）

派生商品の種類	留 意 事 項
・先物取引 ・先渡取引	先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合には、これらを相殺することができる。
・先物取引 ・スワップ取引 ・金利先渡取引	派生商品のロング・ポジションとショート・ポジションが、同一の原資産に係るものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次の(1)から(2)までに掲げる取引の区分に応じ、それぞれ(1)から(2)までに定める条件を満たした場合に相殺することができる。 (1) 先物取引 満期の差が7日以内であること。 (2) スワップ取引又は金利先渡取引 次に掲げる条件をみたすこと。 イ 変動金利のポジションについて、指標となる金利又は外国為替相場が同一のものであり、かつ、表面利率の差が万分の十五以内であること。 ロ 残存期間等の差が、次の(イ)から(ハ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める期間内であること。 (イ) 双方又は一方の残存期間等が1月未満の場合 同日 (ロ) 双方又は一方の残存期間等が1月以上1年以下の場合 ((イ)に規定する場合を除く。) 7日以内 (ハ) 残存期間等が1年超の場合 30日以内

別表第9（第8条第3項第2号関係）

	率	
	マチュリティ法	デュレーション法
同 一 期 間 帯 内	10%	5%
ゾ ー ン 1 内	40%	40%
ゾ ー ン 2 内	30%	30%
ゾ ー ン 3 内	30%	30%
隣 接 ゾ ー ン 間	40%	40%
ゾ ー ン 1 ・ 3 間	100%	100%

別表第 10（第 8 条第 4 項第 1 号関係）

ゾーン	期間帯（残存期間等）				率	
	表面利率 3%以上		表面利率 3%未満		指定国の通貨	指定国以外 の国の通貨
1		1 月以下		1 月以下	0.00%	0.00%
	1 月超	3 月以下	1 月超	3 月以下	0.20%	0.40%
	3 月超	6 月以下	3 月超	6 月以下	0.40%	0.80%
	6 月超	1 年以下	6 月超	1 年以下	0.70%	1.40%
2	1 年超	2 年以下	1 年超	1.9 年以下	1.25%	2.50%
	2 年超	3 年以下	1.9 年超	2.8 年以下	1.75%	3.50%
	3 年超	4 年以下	2.8 年超	3.6 年以下	2.25%	4.50%
3	4 年超	5 年以下	3.6 年超	4.3 年以下	2.75%	5.50%
	5 年超	7 年以下	4.3 年超	5.7 年以下	3.25%	6.50%
	7 年超	10 年以下	5.7 年超	7.3 年以下	3.75%	7.50%
	10 年超	15 年以下	7.3 年超	9.3 年以下	4.50%	9.00%
	15 年超	20 年以下	9.3 年超	10.6 年以下	5.25%	10.50%
	20 年超		10.6 年超	12 年以下	6.00%	12.00%
			12 年超	20 年以下	8.00%	16.00%
			20 年超		12.50%	25.00%

別表第 11（第 8 条第 4 項第 2 号関係）

ゾーン	期間帯（残存期間等）		想定金利変動幅	
			指定国の通貨	指定国以外 の国の通貨
1		1 月以下	1.00%	2.00%
	1 月超	3 月以下	1.00%	2.00%
	3 月超	6 月以下	1.00%	2.00%
	6 月超	1 年以下	1.00%	2.00%
2	1 年超	1.9 年以下	0.90%	1.80%
	1.9 年超	2.8 年以下	0.80%	1.60%
	2.8 年超	3.6 年以下	0.75%	1.50%
3	3.6 年超	4.3 年以下	0.75%	1.50%
	4.3 年超	5.7 年以下	0.70%	1.40%
	5.7 年超	7.3 年以下	0.65%	1.30%
	7.3 年超	9.3 年以下	0.60%	1.20%
	9.3 年超	10.6 年以下	0.60%	1.20%
	10.6 年超	12 年以下	0.60%	1.20%
	12 年超	20 年以下	0.60%	1.20%
	20 年超		0.60%	1.20%

別表第 12（第 8 条第 6 項関係）

債 券 等 の 種 類	率
政 府 債	0.00%
適 格 債 （ 残 存 期 間 等 6 月 以 内 ）	0.25%
適 格 債 （ 残 存 期 間 等 6 月 超 2 年 以 内 ）	1.00%
適 格 債 （ 残 存 期 間 等 2 年 超 ）	1.60%
そ の 他	8.00%

備考

- 1 政府債とは、国（外国を含む。）、中央銀行又は国際機関が発行又は保証する債券で、指定格付が付与されたものをいう。国（外国を含む。）、中央銀行又は国際機関が発行又は保証する債券で指定格付以外の格付が付与されたものは、その他区分に分類する。
- 2 適格債とは、わが国の地方債、指定格付機関により指定格付を付与された政府債以外の債券（私募債を含む。）及び指定格付機関により指定格付と同等の短期債格付を付与されたコマーシャル・ペーパーをいう。指定格付が付与されていない債券（私募債を含む。）及び指定格付機関により指定格付と同等の短期債格付が付与されていないコマーシャル・ペーパーは、その他区分に分類する。
- 3 国際機関とは、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金をいう。別表第 18 において同じ。

別表第 13（第 12 条第 1 項関係）

超過回数	乗数
0	3.00
1	3.00
2	3.00
3	3.00
4	3.00
5	3.40
6	3.50
7	3.65
8	3.75
9	3.85
10 以上	4.00

別表第 14（第 17 条第 1 項関係）

取 引	与 信 相 当 額	期 間		掛 目	リスク・ ウェイト
・ 外国為替関連取引 ・ 金関連取引	正の値をとる再構築 コスト及びアドオン (想定元本の額に、期 間の欄に掲げる期間 の区分に応じ、掛目の 欄に定める率を乗じ て得られる額)の合計 額 ただし、現先取引又は 貸借取引にあっては、 正の値をとる再構築 コストの額	1 年以下	1.0%	別表第 18 に定める率	
		1 年超 5 年以下	5.0%		
		5 年超	7.5%		
・ 金利関連取引		1 年以下	0.0%		
		1 年超 5 年以下	0.5%		
		5 年超	1.5%		
・ 株式関連取引		1 年以下	6.0%		
		1 年超 5 年以下	8.0%		
		5 年超	10.0%		
・ 貴金属関連取引		1 年以下	7.0%		
		1 年超 5 年以下	7.0%		
		5 年超	8.0%		
・ その他のコモディテ ィ 関連取引		1 年以下	10.0%		
		1 年超 5 年以下	12.0%		
		5 年超	15.0%		

備考

- 1 外国為替関連取引とは、異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引又は通貨オプション取引（オプション取引にあっては、オプションの取得に限る。以下この表において同じ。）をいい、金関連取引とは、金に基づく先渡取引、スワップ取引又はオプション取引をいう。別表第 17 において同じ。
- 2 金利関連取引とは、同一の通貨間の金利のスワップ取引、金利先渡取引、金利先物取引、選択権付債券売買（証券会社に関する内閣府令第 30 条第 2 項第 2 号ホに掲げる取引をいう。）、着地取引（同号ニに掲げる取引をいう。）、現先取引（同号ロ又はハに掲げる取引をいう。）又は債券等に係る貸借取引をいう。別表第 17 において同じ。
- 3 株式関連取引とは、株価の差に基づく先渡取引、スワップ取引、オプション取引又は株券等に係る貸借取引をいう。
- 4 貴金属関連取引とは、貴金属（金を除く。）に基づく先渡取引、スワップ取引又はオプション取引をいう。
- 5 その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引又は卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡取引、スワップ取引又はオプション取引をいう。
- 6 取引の欄に掲げる取引のいずれにも該当しない先渡取引、スワップ取引又はオプション取引は、その他のコモディティ関連取引として取り扱うものとする。

- 7 再構築コストとは、取引を与信相当額の算出時点における市場の実勢条件により評価することによって算出する額をいう。
- 8 再構築コストは、法的に有効な相對ネットティング契約下にある取引については、同一のネットティング契約下の取引について、当該取引に係る再構築コストを相殺した後の額とすることができる。
- 9 アドオンは、法的に有効な相對ネットティング契約下にある取引については、同一のネットティング契約下の取引について、当該取引に係るアドオンを次の算式により相殺した後の額とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

別表第 15（第 17 条第 1 項関係）

資 産 等	与 信 相 当 額	リスク・ウェイト
・金地金の売買	金貯蓄口座残高に 4% を乗じて得られる額	別表第 18 に定める率
・預金 ・短期貸付金 ・未収入金 ・未収収益 ・顧客への立替金 ・短期差入保証金 ・賃貸用物品	帳簿価額	
・コマーシャル・ペーパー	額面	
・保証債務	保証額	
・保証予約	保証予約額	
・信用取引勘定	帳簿価額	2%

備考

- 1 預金を担保に供した場合で、当該預金の預け先と借入金の借入先が同一金融機関である場合には、当該預金を控除する。
- 2 預金のうち、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 2 項に規定する預金等に該当するもの及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 2 条第 2 項に規定する預金等に該当するもの並びに法第四十七条第三項に規定する信託を除く。
- 3 短期貸付金からは、関係会社（連結子会社を除く。）に対するものを除く。
- 4 未収収益のうち信用取引に係る委託手数料、有価証券品貸料及び受取利息であって、決済時に入金されることが確実と見込まれるものについては、当該金額を上記未収収益からは除

き、上記信用取引勘定に計上することができる。

- 5 顧客への立替金は、期間が 2 週間未満のものに限り、非居住者との先物取引における証拠金の授受において発生する 1 日分の立替金を控除することができる。
- 6 短期差入保証金からは、証券取引所、金融先物取引所又は証券金融会社に差し入れるもの及び信用取引差入保証金を除く。
- 7 短期差入保証金からは、別表第 14 に掲げる取引の再構築コストの算出に当たって考慮したものを除く。
- 8 賃貸用物品とは、証券会社に関する内閣府令第 25 条第 11 号に規定する物品賃貸業の対象となっている物品をいう。
- 9 コマーシャル・ペーパーは、連結会社が発行したものに限る。
- 10 信用取引勘定からは、信用買証券及び信用売証券を除く。
- 11 上記取引のうち、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引に係るものは除く。

別表第 16（第 17 条第 1 項関係）

取 引	与 信 相 当 額	期 間		リスク・ウェイト
		期 間	掛 目	
・ DVP取引（渡し方）	約定価額から取引の対象となる有価証券の時価額を控除した額（正の値をとるものに限る。）	4 日以下 5 日超 15 日以下 16 日超 20 日以下 21 日超 25 日以下 26 日超	100%	0% 8% 50% 75% 100%
・ DVP取引（受け方）	取引の対象となる有価証券の時価額から約定価額を控除した額（正の値をとるものに限る。）	4 日以下 5 日超 15 日以下 16 日超 20 日以下 21 日超 25 日以下 26 日超	100%	0% 8% 50% 75% 100%
・ DVP取引以外の取引（渡し方）	約定価額に、期間の欄に掲げる経過日数の区分に応じ、掛目の欄に定める率を乗じて得られる額	15 日以下 16 日超 20 日以下 21 日超 25 日以下 26 日超	8% 50% 75% 100%	別表第 18 に定める率
・ DVP取引以外の取引（受け方）	取引の対象となる有価証券の時価額に、期間の欄に掲げる経過日数の区分に応じ、掛目の欄に定める率を乗じて得られる額	15 日以下 16 日超 20 日以下 21 日超 25 日以下 26 日超	8% 50% 75% 100%	

備考

- 1 対象となる取引は、受渡不履行となっている取引に限る。
- 2 経過日数とは、受渡予定日から起算した日数をいう。
- 3 与信相当額は、法的に有効な相對ネッティング契約下にある取引については、同一のネッティング契約下の取引について、当該取引に係る与信相当額を相殺した後の額とすることができる。
- 4 DVP取引以外の取引における決済が、非居住者との間で行われるような場合には、その受渡不履行に係るリスク相当額については、受渡予定日から1日の間算出しないこととすることができる。

別表第17（第17条第1項関係）

取 引	与 信 相 当 額			リスク・ ウェイト
		期 間	掛 目	
・ 外国為替関連取引	想定元本の額に、期間 の欄に掲げる原契約 期間の区分に応じ、掛 目の欄に定める率を 乗じて得られる額	1 年以下	2.0%	別表第 18 に定める率
		1 年超 2 年以下	5.0%	
		2 年超 3 年以下	8.0%	
		3 年超 4 年以下	11.0%	
		4 年超 5 年以下	14.0%	
		5 年超追加 1 年ごと	+3.0%	
・ 金利関連取引 (現先取引及び債券等 に係る貸借取引を除 く。)		1 年以下	0.5%	
		1 年超 2 年以下	1.0%	
		2 年超 3 年以下	2.0%	
		3 年超 4 年以下	3.0%	
		4 年超 5 年以下	4.0%	
		5 年超追加 1 年ごと	+1.0%	
・ 買戻条件付売買 ・ 貸借取引 (貸付け)	取引の対象となる有価証券その他の資産の時価額から預 託を受けている担保金その他の資産の時価額を控除した 額 (正の値をとるものに限る。)			別表第 18 に定める率
・ 売戻条件付売買 ・ 貸借取引 (借入れ)	預託している担保金その他の資産の時価額から取引の対 象となる有価証券その他の資産の時価額を控除した額(正 の値をとるものに限る。)			

別表第 18（第 17 条第 1 項関係）

取 引 先 の 区 分		率
・ 指定国 ・ 指定国の政府機関及び中央銀行（これらに準ずる者を含む。） ・ わが国の地方公共団体		0%
・ 金融機関等	・ 指定格付を付与された者（関係会社を除く。）	1.2%
	・ その他の者	5%
・ その他の法人等	・ 指定格付を付与された者（関係会社を除く。）	6%
	・ その他の者	25%
・ 個人		25%

備考

- 1 金融機関等とは、証券会社、外国証券会社、証券金融会社、金融機関並びに証券会社及び外国証券会社の関係会社であって外国において証券業又は銀行業を営んでいる者並びに国際機関をいう。
- 2 指定格付を付与された者とは、発行した有価証券に指定格付が付与されている者をいい、短期債格付、会社格付又は保険金支払能力格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されたものとみなす。
- 3 指定格付を付与されている連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 1 号に規定する連結財務諸表提出会社（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。）の連結子会社（同条第 3 号に規定する連結子会社（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。）については、当該連結子会社が指定格付以外の格付を付与されている場合を除き、上記関係会社の区分によらず、指定格付を付与されたものとみなす。
- 4 客観的に債務超過状態にあると認められた法人については、上記取引先の区分にかかわらず乗率は一律 100%とする。
- 5 債務不履行宣言をした国、政府機関若しくは中央銀行又は破産法第 126 条第 1 項に規定する破産の申立を行った個人については、上記取引先の区分にかかわらず、乗率は一律 100%とする。
- 6 破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 126 条第 1 項に規定する破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立て、会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項に規定する更生手続開始の申立て又はこれらの法律に相当する外国の法令の規定に基づき同様の行為を行った金融機関等又はその他の法人等並びに商法（明治 32 年法律第 48 号）第 58 条第 1 項に規定する解散の命令、同法第 381 条第 1 項に規定する整理開始の命令、同法第 431 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による特別清算開始の命

令又は商法に相当する外国の法律の規定により同様の命令を受けた金融機関等又はその他の法人等については、上記取引先の区分にかかわらず、乗率は一律 100%とする。

- 7 取引先の区分に応じて乗じる率は、取引先による区分を行うことが困難な場合は、一律 25%とすることができる。
- 8 契約期間が 14 日以内の異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション取引については、取引先の区分に応じて乗じる率を一律 0%とすることができる。